

手配旅行条件書

この度は、数ある旅行会社の中から弊社にご旅行のお申込みをいただき、厚く御礼申し上げます。

この旅行は、株式会社アコード（エーユーツーリスト。以下「弊社」といいます。）が手配するもので、この旅行に参加されるお客様は弊社との手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。この書面は、旅行業法第12条の4に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が締結した場合は同法第12条の5及び弊社の旅行業約款手配旅行契約の部第10条第1項の契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います。お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面並びに別紙「手配旅行申込書」及び「御見積書」に記載したところによります。

1. 手配旅行契約の目的

- （1）弊社は、お客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすること等によりお客様がこの旅行条件書に記載された運送・宿泊機関、その他の機関の提供する旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受けます。
- （2）弊社は、旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、弊社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- （3）弊社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、満員、休業、条件不適合等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、旅行契約に基づく弊社の債務は終了します。

2. お申込みと旅行契約の成立

- （1）旅行契約にお申込みいただく際は、弊社所定のお申込書に必要事項をご記入の上、所定の申込金を添えて弊社にご提出ください。
- （2）旅行契約は、弊社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立します。申込金は、旅行代金、取消料、違約料、その他のお客様が弊社に支払う金銭の一部に充当します。
- （3）弊社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみによって旅行契約を成立させることがあります。この場合において、旅行契約は、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡した時点で、契約が成立します。

3. 団体・グループでのお申込み

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ旅行契約について、以下により取扱います。

- （1）弊社は、契約責任者がその団体・グループを構成するお客様（以下「構成者」といいます。）の旅行契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- （2）弊社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について、何らの責任を負うものではありません。
- （3）弊社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した者を契約責任者とみなします。
- （4）弊社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく旅行契約の申込みを受けることがあります。この場合、旅行契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- （5）弊社は、契約責任者に対して、構成者の名簿を弊社に提出し、又は人数を当社に通知することを願います。

4. 旅行代金

- （1）旅行代金は、弊社が発行するご請求書の内容に従い、弊社が指定する期日までに弊社が指定する方法でお支払いいただきます。
- （2）弊社は、旅行契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

5. 契約の変更、解除

（1）旅行契約の内容の変更

お客様が旅行契約内容を変更されるときは、弊社は可能な限りその求めに応じます。この場合、お客様は、当該契約内容の変更に伴い生じた運送・宿泊機関等の取消料、その他の変更費用並びに弊社所定の変更手続料金を、弊社に対して支払うこととします。

（2）旅行契約の解除

（ア）お客様の任意の解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ①弊社所定の取消手続料金
- ②弊社が得るはずであった、旅行サービスの手配にかかる弊社所定の手配料金
- ③お客様がすでに提供を受けた旅行サービスの費用
- ④お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスにかかる、運送・宿泊機関が定める取消料、違約料、その他のこれらの機関に対してすでに支払い、又はこれから支払う費用

（イ）お客様の責めに帰すべき事由による解除

弊社は、下記に掲げる場合には、旅行契約を解除することがあります。この場合、（ア）①から④の料金は、お客様の負担とさせていただきます。

- ①お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき
- ②お客様が弊社旅行業約款手配旅行契約の部第6条第2号から第4号のいずれかに該当することが判明したとき

(ウ) 弊社の責めに帰すべき事由による解除

弊社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、弊社は、旅行代金からすでにその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用、又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

6. 弊社の責任

- (1) 弊社は、旅行契約の履行にあたって、弊社又は弊社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に弊社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の弊社又は弊社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、弊社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 弊社は、手荷物について生じた(1)の損害については、同規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に弊社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（弊社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

7. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により弊社が損害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、弊社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を弊社、手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。手配代行者がいる場合は、その名称、住所、連絡窓口の電話番号等を確定書面でお知らせします。

8. 旅行に関する損害の補償等について

- (1) 本旅行契約については、弊社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。
- (2) 旅行前又は旅行中、感染症への感染、病気又はけがをした場合に、取消料、違約料、多額の治療費等がかかることがあります。安心してご旅行をしていただくために、お客様ご自身で必ず国内旅行保険に加入することをおすすめいたします。詳しくは、弊社係員にお尋ねください。

9. 個人情報の取扱いについて

- (1) 弊社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用をするほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で、当該運送・宿泊機関・保険会社等に対して、お客様の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレスを提供いたします。
- (2) 前項のほか、個人情報の取扱いについては、弊社個人情報保護方針 (<http://www.au-accord.com/company/staff-shop.html>) に基づき、その取扱いをするようにいたします。

10. この旅行条件書に定めのない事項

- (1) この「手配旅行条件書」、別紙「手配旅行申込書」及び「御見積書」に定めのない事項は、弊社旅行業約款手配旅行契約の部によります。弊社の旅行業約款とこの条件書との間で齟齬が生じた場合には、旅行業約款の規定を優先します。弊社旅行業約款をご希望の方は、弊社にご請求ください。
- (2) 弊社旅行業約款は、弊社Webサイト (<http://www.au-accord.com/stipulation/>) からご覧になれます。
- (3) 運送機関、宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、これらの旅行サービス提供機関の約款が適用されます。

11. 手配旅行取引条件

- (1) 運送機関、宿泊機関及びその他の旅行サービスの手配、並びに旅行代金については別途「御見積書」をご参照ください。
- (2) 取消・変更の際の費用・料金・その他の弊社の旅行業務取扱料金
 - (ア) 運送機関が定める取消料・違約料等

機関名	解除の時期	取消料
貸切バス（運送契約）	配車日の14日前～8日前	所定の運賃及び料金の20%に相当する額
	配車日の7日前～配車日時24時間前	所定の運賃及び料金の30%に相当する額
	配車日時の24時間前以降	所定の運賃及び料金の50%に相当する額
	配車日当日	所定の運賃及び料金の100%に相当する額

(イ) 宿泊機関が定める取消料・違約料等の一例 (施設により異なります)

(a) ホテルの場合の一例 (施設により異なります)

申込人員	取消料率					
	不泊	当日	前日	2～9日前	10～20日前	21日前
1～14名	100%	80%	20%	無料		
15～30名	100%	80%	20%	10%	無料	
31名以上	100%	100%	80%	20%	10%	無料

(b) 旅館の場合の一例 (施設により異なります)

申込人員	取消料率							
	不泊・当日	前日	2～3日前	4～5日前	6～7日前	8～14日前	15～30日前	31日前
1～14名	50%	20%	無料					
15～30名	50%	20%	無料					
31～100名	70%	50%	20%			10%	無料	
101名以上	70%	50%	25%			15%	10%	無料

(ウ) 弊社の旅行業務取扱料金 (国内手配旅行)

区分	内容		料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%以内
		個人(上記以外の場合)	1件につき2,200円
	宿泊機関のみの場合	15人以上の団体手配旅行の場合	宿泊機関の旅行費用の総額の20%以内
		個人(上記以外の場合)	1件につき2,200円
運送機関のみの場合			1件につき2,200円
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)			添乗員1人1日につき16,500円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の5%
		個人(上記以外の場合)	1件につき1,100円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき1,100円
	宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊機関の切替が必要な場合はそれを含む。)		1件につき1,100円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合	宿泊1名につき2,200円 運送1件につき11,000円
		個人(上記以外の場合)	1件につき2,200円
	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。)		1件につき11,000円
	宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊機関の精算手続がある場合はそれを含む。)		1名につき2,200円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等のための通信連絡を行った場合		1件につき2,200円(電話料、電報料は別)

●取扱旅行会社

<p>東京都知事登録旅行業第2-8179号</p> <p>エーユーツーリスト(株式会社アコード) 東京営業所</p> <p>(一社) 全国旅行業協会正会員</p> <p>東京都北区中里2-6-13 アコードビル</p> <p>TEL:03-3917-5151 FAX:03-3917-5152</p> <p>営業日: 月曜日～金曜日 10:30～18:30</p> <p>定休日: 土曜日・日曜日・祝日</p> <p>※ただし、業務上の繁忙に応じて臨時営業・臨時休業をすることがございます。</p> <p>弊社の営業時間外にファクシミリでいただいたお申し出は、翌営業日にお申し出いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>国内旅行業務取扱管理者 田口 浩平</p> <p>旅行業務取扱管理者は、お客様のご旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にお尋ねください。</p>
---	--